

Topics | トピックス

- ◆ 第18回社会保障審議会年金部会が開催される
- ◆ 「年金委員に対する活動支援の強化」などB評価に
～日本年金機構 2023年度及び第3期中期目標期間の業務実績評価～
- ◆ 2023年の合計特殊出生率は1.20で過去最低に～厚生労働省「2023年人口動態統計（確定数）の概況」～
- ◆ 日・ポーランド社会保障協定で実質合意
- ◆ 2024年7月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で82.8%

◆第18回社会保障審議会年金部会が開催される

厚生労働省は、9月20日に第18回社会保障審議会年金部会（部会長は菊池馨実（きくちよしみ）早稲田大学理事・法学学術院教授、部会長代理は玉木伸介（たまきのぶすけ）大妻女子大学短期大学部教授）を開催した。「働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会における議論の取りまとめ」「その他の制度改正事項」「公的年金シミュレーター」が議事とされた。

【働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会における議論の取りまとめ】について

第18回年金部会では、「働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会」（計8回）が7月3日に年金部会及び医療保険部会に提出した議論の取りまとめについて審議した。

年金部会の委員からは、被用者保険をさらに適用拡大した場合について、「被用者にふさわしい保障の実現」「働き方に中立的な制度の構築」「事業所への配慮等」を視点にさまざまな意見が出された。事業主が従業員の保険料の半額を負担することは大原則であり、従業員の「年収の壁」を意識した就業抑制のことも踏まえて、適用拡大に向けて事業主が積極的に働き掛けていくべき等の意見が挙げられた。

「働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会」で取り扱われた項目

- ◆短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の在り方
・労働時間要件 ・賃金要件 ・学生除外要件
・企業規模要件
- ◆個人事業所に係る被用者保険の適用範囲の在り方
- ◆多様な働き方を踏まえた被用者保険の在り方
・複数の事業所で勤務する者 ・フリーランス等

【その他の制度改正事項について】

被用者保険のさらなる適用拡大以外の次期制度改正事項として、国民年金保険料の納付猶予制度及び国民年金における任意加入の特例（高齢任意加入）が取り上げられ、委員から意見が出された。前者については、納付猶予の適用が＜20歳以上30歳未満＞から＜20歳以上50歳未満＞に拡大されたことについて、30歳以上50歳未満の適用者は増加したが、追納の有無まで調査しなければ、低年金回避策として確実な効果があったとは言えないという意見や、保険料はその都度納めるのが基本であり、年齢要件だけで納付猶予を拡大することは保険料納付の原則から逸脱するのではないかなどの意見が出された。

国民年金における任意加入の特例（高齢任意加入）については、高齢任意加入制度を撤廃し、受給権の有無にかかわらず一定年齢までは任意加入できる仕組みを新設するべきであるなどの意見が出された。

【公的年金シミュレーターについて】

2022年4月から運用されている現行の公的年金シミュレーターの保守・運用が2025年度末で終了し、2026年4月から新たな運用が開始される次期公的年金シミュレーターについて委員から意見が出された。

障害年金の仕組みがあることの認識度が59.6%など、今後も必要とされる年金広報や年金教育に公的年金シミュレーターは有効であるという意見がある一方で、検討されているiDeCoの試算機能の追加については、個人運用をどのように設定するか、また、セキュリティは確保されるのかなどといった点から慎重に行うべきといった意見が多かった。

◆ 「年金委員に対する活動支援の強化」などB評価に

～日本年金機構 2023年度及び第3期中期目標期間の業務実績の評価～

厚生労働省は、9月13日に第75回社会保障審議会年金事業管理部会（部会長は松山遙（まつやまはるか）弁護士、部会長代理は山口由紀子（やまぐちゆきこ）相模女子大学教授）を開催した。議事は、日本年金機構の2023年度及び第3期中期目標期間（2019年4月1日～2024年3月31日）の業務実績の評価などで、日本年金機構が取り組んだ「2023年度計画」等に対する業務実績評価について審議が行われた。その結果、日本年金機構の2023年度及び第3期中間目標期間の業務実績に関する評価（案）は年金事業管理部会により了承された。

【日本年金機構 2023年度計画／第3期中期計画】

2023年度計画及び第3期中期計画は、下記の事項からなる。

- I 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- II 業務運営の効率化に関する事項
- III 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項
- IV 予算、収支計画及び資金計画
- V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画
- VI Vの財産以外の重要な財産の譲渡又は担保に関する計画

このうち、Iの「8. 分かりやすい情報提供及びサービス改善の促進」についての計画として、2023年度計画では「年金委員に対する活動支援の強化」が、第3期中期計画では「年金委員活動の活性化」などが挙げられている。

2023年度計画

<年金委員に対する活動支援の強化>

① 年金委員活動の活性化の取組

年金委員の活動に必要な情報を本部からタイムリーに発信するとともに、年金委員研修の実施内容の充実を図る。また、地域型年金委員については、拠点ごとに連絡会を開催し、組織的活動の活性化を図る。

② 委嘱拡大の取組

企業、市区町村、年金受給者協会等への働きかけを強化するとともに、機構ホームページ等を活用して年金委員制度や活動内容を積極的に広報し、新たな年金委員の委嘱数拡大を図る。

第3期中期計画

<地域における普及・啓発活動>

年金委員活動の活性化

公的年金制度の普及・啓発活動を充実させるため、年金委員への活動支援体制を強化するとともに、関係団体等への働きかけを強化し、委嘱拡大を進める。

<関係団体との連携>

市区町村、教育関連団体、社会保険労務士会、年金受給者協会等の地域の関係団体と連携した普及・啓発活動を推進する。

【年金委員に対する活動支援など2023年度及び第3期中期目標期間の業務実績に対する評価】

日本年金機構の業務実績に対する評価は、S（計画を大幅に上回っている）、A（計画を上回っている）、B（計画を概ね達成している）、C（計画をやや下回っている）、D（計画を下回っており、大幅な改善が必要）の5段階で行われる。上記2023年度計画の「年金委員に対する活動支援の強化」や第3期中期計画の「年金委員活動の活性化」などを含む「分かりやすい情報提供及びサービス改善の促進」については、2022年度同様、B評価であった。

なお、今回初めてS評価が「国民年金の保険料収納対策」に対して付いた（表1）。

<表1> 2023年度計画及び第3期中期目標期間の業務実績に関する評価

第3期中期目標期間及び令和5年度計画の評価項目	第3期中期目標期間																																																						
	中期(案)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(案)																																																	
I 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項																																																							
1. 国民年金の適用促進対策	B	B	B	B	B	B																																																	
2. 国民年金の保険料収納対策	A	A	A	A	A	S																																																	
3. 厚生年金保険・健康保険等の適用促進対策	A	A	A	A	A	A																																																	
4. 厚生年金保険・健康保険等の保険料徴収対策	A	A	A	A	A	A																																																	
5. 年金給付	A	B	B	A	A	A																																																	
6. 年金記録の正確な管理と年金記録問題の再発防止	B	B	B	B	B	B																																																	
7. 年金相談	B	B	B	B	B	B																																																	
8. 分かりやすい情報提供及びサービス改善の促進	B	B	B	B	B	B																																																	
9. 年金制度改正等への対応	A	A	A	A	A	A																																																	
II 業務運営の効率化に関する事項																																																							
1. 効率的効果的な業務運営(ビジネスプロセス改革)	B	B	B	B	B	B																																																	
2. 外部委託の活用と管理の適正化	B	B	B	B	B	B																																																	
3. 社会保険オンラインシステムの運用・改善・開発	B	B	B	B	B	B																																																	
4. ICT化の推進	A	A	A	A	A	A																																																	
III 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項																																																							
1. 内部統制システムの有効性確保	B	B	B	B	B	B																																																	
2. 個人情報の保護	B	B	B	B	B	B																																																	
3. 文書管理及び情報公開	B	B	B	B	B	B																																																	
4. 人事及び人材の育成	A	B	B	B	B	A																																																	
IV 予算、収支計画及び資金計画																																																							
V 不要財産または不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	B	B	B	B	B	B																																																	
VI Vの財産以外の重要な財産の譲渡又は担保に関する計画																																																							
【判定基準】	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第3期中期(案)</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度(案)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table>							第3期中期(案)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(案)	S	0	0	0	0	0	1	A	7	5	5	6	6	6	B	11	13	13	12	12	11	C	0	0	0	0	0	0	D	0	0	0	0	0	0	計	18	18	18	18	18	18
	第3期中期(案)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(案)																																																	
S	0	0	0	0	0	1																																																	
A	7	5	5	6	6	6																																																	
B	11	13	13	12	12	11																																																	
C	0	0	0	0	0	0																																																	
D	0	0	0	0	0	0																																																	
計	18	18	18	18	18	18																																																	
	S：計画を大幅に上回っている。 A：計画を上回っている。 B：計画を概ね達成している。 C：計画をやや下回っている。 D：計画を下回っており、大幅な改善が必要。																																																						

【評価の対象となった業務実績】

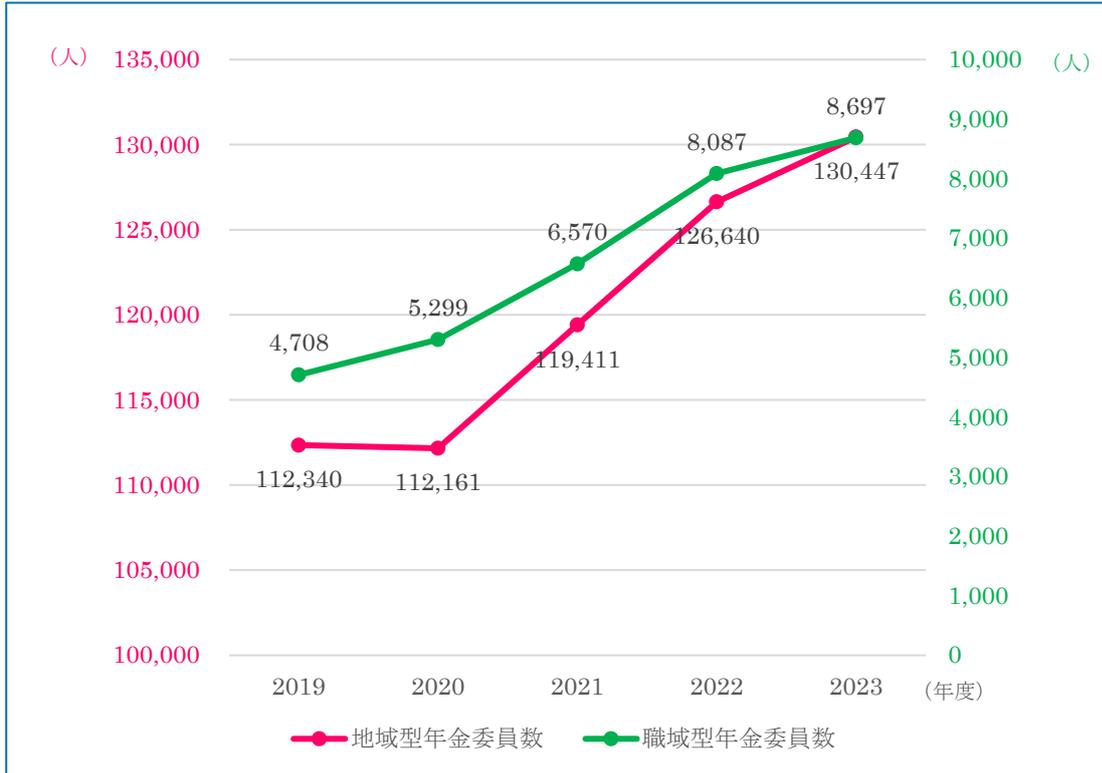
<2023年度計画の「年金委員に対する活動支援の強化」の業務実績>

- 年金委員活動に必要な情報について、日本年金機構ホームページを通じて情報発信するとともに、全国の年金事務所で職域型年金委員向けに制度や事務手続等の内容を中心とした研修会を実施し、研修の充実を図った。
- 2023年11月に実施した全国年金委員研修は、従来のTV会議システム及びWeb会議ツールによる非対面型に加え対面型を併用し、全国で8,435名（前年6,539名）の年金委員の参加があった。
- 年金委員の委嘱拡大について、市区町村向け情報誌や機構ホームページ等を活用して、年金委員制度や活動内容を広報するとともに、電話や文書による委嘱勧奨活動の強化により、職域型年金委員及び地域型年金委員ともに委嘱数を拡大した（図1）。

<第3期中期計画の「年金委員活動の活性化」などの業務実績>

- 年金委員制度や活動内容の広報を実施し、委嘱拡大を進めた結果、毎年度、年金委員数が増加した(図1)。また、年金委員の活動に必要な情報を機構ホームページにより情報発信するとともに、委員との情報共有や活動依頼を目的とした連絡会・研修会を実施した。特に、短時間労働者の適用拡大等制度改正に係る研修を実施し、制度改正内容の周知を依頼した。
- 地域に根ざした年金制度の周知・広報を推進するため、各自治体や関係団体(社会保険労務士会、教育委員会、年金受給者協会等)と連携し、地域年金事業運営調整会議を各都道府県で開催し、効果的な連携方法等について意見聴取を実施した。

<図1> 年金委員数の推移



【主な評価理由】

<2023年度>

- 年金委員から要望が多かった、「子育て支援制度」に係る年金制度改正や事務手続等の内容を中心とした年金委員研修会を実施した。また、都道府県単位と拠点単位で連絡会を開催するなど、活動の活性化を図った。
- 市区町村向け情報誌や機構ホームページ等を活用した広報、電話や文書による委嘱勧奨活動の強化により、年金委員の委嘱数の拡大に取り組んだ。

<第3期中期>

- 委員との情報共有等を目的とした連絡会・研修会を実施したほか、年金委員への活動支援体制を強化、年金委員制度や活動内容の広報を実施し、年金委員の委嘱拡大に取り組んだ(2023年度末の職域型年金委員数は13万447人、地域型年金委員数は8,697人)。
- 地域年金事業運営調整会議を各都道府県で開催したほか、市区町村ほか地域の関係団体と連携し普及・啓発活動を推進した。

◆2023年の合計特殊出生率は1.20で過去最低に ～厚生労働省「2023年人口動態統計（確定数）の概況」～

厚生労働省は9月17日、「2023年人口動態統計（確定数）の概況」を公表した。当統計によると、2023年の出生数は72万7,288人で、前年の77万759人より4万3,471人減少し、1899年の人口動態調査開始以来最少となった。出生率(人口千対)は6.0で前年の6.3より低下し、合計特殊出生率(15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの)は1.20で前年の1.26より低下し、同じく過去最低となった。

一方で、死亡数は157万6,016人で、前年の156万9,050人より6,966人増加し、調査開始以来最多となった。死亡率(人口千対)は13.0で前年の12.9より上昇した。死因別にみると、前年同様、死因順位第1位は悪性新生物<腫瘍>で、死亡総数の24.3%を占める。第2位は心疾患、第3位は老衰で、新型コロナウイルス感染症の死亡数は第8位だった。

出生数と死亡数の差である自然増減数は△84万8,728人で、前年の△79万8,291人より5万437人減少し、過去最大の減少となった。また、自然増減率(人口千対)は△7.0で前年の△6.5より低下し、実数・率ともに17年連続で減少・低下した。

◆日・ポーランド社会保障協定で実質合意

日・ポーランド両国政府は、9月9日から13日まで東京において、日・ポーランド社会保障協定の締結に向けた第2回政府間交渉[※]を実施し、実質合意に至った。今後は、両国で本協定の早期署名に向けた協定案文の確定等の必要な作業及び調整を行う。

現在、日・ポーランド両国からそれぞれ相手国に派遣される企業駐在員等について、日・ポーランド双方の社会保障制度への加入が義務付けられる等の課題が生じている。日・ポーランド社会保障協定の締結により、これらの課題が解決され、両国間の人的交流及び経済交流がさらに促進されることが期待されている。

※ 2021年11月～2023年7月における計4回の当局間協議を経て、2024年1月に第1回政府間交渉がワルシャワで行われた。

◆2024年7月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で82.8%

厚生労働省は9月27日、2024年9月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2021年7月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.5ポイント増の82.8%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は782万月で、納付月数は647万月。

【2022年7月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比3.8ポイント増の84.0%であった。納付対象月数は775万月で、納付月数は651万月。

【2023年7月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は81.9%であった。納付対象月数は774万月で、納付月数は634万月。

なお、都道府県別に見ると、2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は91.9%となった。1年経過納付率が最も高いのは新潟県の90.1%。